

第 1 2 回峰山町・大宮町・網野町・丹後町

・弥栄町・久美浜町合併協議会（議事概要）

日 時 平成 15 年 6 月 25 日（水）PM1：30～PM2：35

場 所 JA 京都丹後久美浜支店

出席者 47 人（3 人欠席）

傍聴者 9 人

議決事項

- （1）平成 14 年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
決算について

協議事項

- （1）協議第 1 号 8 地方税の取扱いに関すること（その 2）
（2）協議第 2 号 11 条例、規則の取扱いに関すること
（3）協議第 3 号 13 一部事務組合等の取扱いに関すること
（4）協議第 4 号 14 使用料及び手数料の取扱いに関すること
（5）協議第 5 号 16 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関すること
（6）協議第 6 号 19-23 都市計画の取扱い
（7）協議第 7 号 19-26 上水道等の取扱い
（8）協議第 8 号 19-27 下水道等の取扱い
（9）その他
（10）第 11 回合併協議会の会議録について
（11）次回の日程について

議事経緯

開会

会長あいさつ

会議成立確認

決算報告

- （1）平成 14 年度峰山町・大宮町・網野町
丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会決算について・・・承認

協議事項

- （1）協議第 1 号 8 地方税の取扱いに関すること（その 2）・・・確認

委員長報告

まず、左端の番号 1～6 は、「都市計画税」についてであります。現在、6 町の中では、峰山町の町内全域と網野町の網野、浅茂川、下岡、小浜の地域が都市計画区域として設定され、都市計画税が課税されております。

その取扱いについて、税率が、峰山町は、100 分の 0.11、網野町は、100 分の 0.2 と異なっております。合併に伴い、1 つの市となることにより、現在の都市計画の見直しが必

要となりますが、この見直しに当たっては、審議会の開催や住民の皆さんへの説明、合意のほか、許認可等の手続きなど、合併後、数年が必要となります。また、現状のまま、現行の区域について、税を徴収することについては、市域の中で新たな不均衡が生まれることとなります。

従いまして、調整結果といたしましては、「税率は、一旦ゼロとし、新市において都市計画の見直しに併せて改めて、税率を設定するものとする」といたしました。委員の皆さんからは、一旦ゼロにすることによる減収の影響、都市計画税の用途などについて、いろいろとご意見、ご質問がございましたが、やはり、合併後の市域全体の均衡を保つ視点から、調整結果のとおりで確認したものであります。

また、番号7は、「半島振興法に係る固定資産税の不均一課税の取扱い」ですが、現在、特例を設けている5町について、都市計画税との関連で、初年度の税率に差がある、という状況であります。調整結果といたしましては、「大宮町の例により、一元化に調整の上、新市に移行する」といたしました。

主な意見 特になし

(2) 協議第2号 11 条例、規則の取扱いに関すること・・・確認

委員長報告

現在、6町には、条例、規則、告示などの例規と言われるものが、合計で2,614件あります。これらにつきましては、6町ほぼ同様の内容のものから、1町だけで制定されている独自なものまで、様々であります。合併いたしますと現在の町自体がなくなりますので、全て失効、つまり、なくなります。

条例の制定につきましては、本来、議会の議決が必要となりますが、新市発足の日に、議会の開催が出来ませんので、新市スタートの日から必要となります最小限の条例等につきましては、地方自治法の規定により、新市の市長職務執行者が専決処分により制定し、施行することとなります。

また、これまで事務事業の調整の中で確認された事項につきましても、例規に反映していく必要があり、新市における事務事業に支障をきたさないようにするため、調整結果にありますとおり、「各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障を来さないよう次の区分に基づき整備する。」とし、3つの区分に整理を行うことといたしました。

まず、(1)の「合併と同時に即時制定し、施行させるもの」でございますが、これらは、市役所の位置を定める条例、市役所の組織条例など市役所の運営等に関するものや、市民税、国民健康保険、介護保険、公共下水道など日々の市民生活に関係するもの、さらに、各公共施設の運営に係るものなど、法律上必要とされているものや、市民の権利、利益を保護するため、空白期間を置くことが許されないもの。また、合併協議会で発足時から施行することを協議済みの「美しいまちづくり条例」などがあり、現在、約240の条例を予定しております。

次に、(2)の「合併後、逐次制定し、施行するもの」とは、「議案の提出権が首長にな

い条例や各行政委員会等の規則や、告示などで合併時に制定し施行することが困難なものなど」でございます。

最後に、(3)の「暫定措置として、一定の地域に施行するもの」でございますが、これは、「峰山町工業振興条例」や「大宮町の工場誘致に関する条例」など、新市において一本化する必要がありますが、新市長の政策判断が必要であり、新市としての条例が制定されるまでの間、暫定的に、旧町の条例を新市発足後も、引き続き、適用する必要があるもので、現在のところ7本の条例を予定しております。

主な意見

委員 新市移行後、市民の権利や利益を保護するため、すぐに施行しなければならない条例については、もうすでに整理されているのか。

部会長 現在リストアップしている段階で、具体的な作業はこれからである。

委員 その作業をするにあたり、「合併ありき」と批判する方がおられると思うが、すぐに施行しなければならない条例の整備にはどれくらいの期間がかかるのか。

部会 条例の整備については、合併の期日までに整える必要がある。

会長 現在から整備し始めても期日一杯ということだが、逆に合併が決定しても、この作業ができていなければ条例がないということになる。

(3) 協議第3号 13 一部事務組合等の取扱いに関すること・・・確認

委員長報告

一部事務組合とは、地方公共団体が、事務の一部を他の地方公共団体と共同して処理するために設置した団体のことであり、一部事務組合を構成する市町村が合併を行う場合には、脱退、加入等の手続きが必要となります。

現在、6町に関係する一部事務組合の分類につきましては、大きく2つに分かれまして、1つ目といたしましては、6町もしくは6町の中の複数の町で設置しているもので、「丹後広域消防組合、竹野川環境衛生組合、峰山・大宮公共下水道組合、竹野郡塵芥処理組合、奥丹後養老施設組合」でございます。

2つ目は、6町以外の市町村と設置しているもので、「丹後地区広域市町村圏組合、京都府市町村交通災害共済組合」など資料に記載のとおりのものでございます。

1つ目の、「6町もしくは6町の中の複数の町で設置している組合」につきましては、組合を構成する町が合併して1つになりますので、「合併の日の前日をもって解散し、事務事業、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐ」ことといたしました。

しかしながら、「奥丹後養老施設組合」につきましては、養護老人ホーム「満寿園」の施設経営を共同で行うために昭和33年に6町で設置した組合で、近年の介護保険制度の発足等、福祉を取り巻く環境が、設置した時点と大きく異なっており、福祉施設の経営も、以前の公設公営で設置運営を行う時代から、民間のノウハウを経営に活かし、より良い施設運営を行っていく時代が変わってきております。

従いまして、そのような方向で社会福祉法人等の運営に切り替えることを念頭に、調整

結果といたしましては「合併の前日をもって解散することとし、債務については、新市に引き継ぐこと」といたしました。

また、2つ目の、「6町以外の市町村と設置している組合」ですが、これらは、一旦、合併の日の前日をもって脱退し、新市発足日に、新市として加入すること」といたしました。小委員会では、この調整案に対して、今後の方向性を明確にされたい、京都市市町村職員退職手当組合への掛金への影響等の御意見が出されましたが、協議の上、確認いたしました。

主な意見

委員 丹後町では、人口が年々減少するなど過疎化が進み、消防団員の確保が非常に困難になっており、丹後広域消防組合の竹野川分遣所に消防車を配備していただきたい。これは、住民説明会でも出されていた住民要望である。

会長 今後の検討課題ということで、新市に十分意見は引き継いでおく。

委員 奥丹後養老施設組合満寿園は合併の前日に解散し、民営化ということだがどうなるのか。

会長 施設を運営している法人何社かを対象に公募していきたい。

委員 債務は新市に引き継ぐということだが、満寿園の債務はどれくらいあるのか。

事務局 今までの改修費用で約7千万円、解散することによる職員の退職金が約8千万円、合計1億5千万円程度になると想定される。

(4) 協議第4号 14 使用料及び手数料の取扱いに関すること・・・確認

委員長報告

各施設の利用や保育所、福祉、水道等のサービスに係る使用料と各種の証明、許認可等に係る手数料につきましては、今まで、各協議項目の調整の中で詰めてきておりますので、「それぞれの調整結果に基づき、新市において施行すること」といたしました。

なお、先程の「条例、規則の取扱い」の項目にも出ておりましたが、「条例により定める使用料及び手数料については、合併と同時に専決処分により、即時施行する。」こととしております。

また、「年度の関係で平成16年3月1日から31日までの使用料、手数料について、旧町の条例を適用する場合は、暫定施行とし、その地域に適用する。」ことといたしました。

主な意見 特になし

(5) 協議第5号 16 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関すること・・・確認

委員長報告

現在6町で支出されております、各種団体への補助金、交付金等につきましては、6町合計で、総務・企画関係が、約90、民生・環境・福祉関係が、約100、商工・観光関

係が、約30、農林水産・建設・水道関係が、約70、教育関係が、約80と、大変多くのものがございます。

これら各種団体への補助金、交付金等については、各町において、交付に至る従来からの経緯や実情等がございますので、それらを十分考慮し、加えて、各事務事業の調整に係る協議会での確認内容も十分踏まえまして、現行の内容を尊重することといたしました。ただし、同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て、一元化に向けた調整を行うことといたしました。

なお、新市においては、自立的な地域振興を進める活動を積極的に支援していくことを基本とし、市域全体の均衡に配慮しつつ、調整を行うことといたしました。この方針に基づき、合併が決まりますと、各団体との調整を始めさせていただくこととなります。

小委員会では、一元化に向けた調整は何時までに行うのか。団体との調整には時間を要するので出来る限り早く調整をしてほしいなどの御意見、ご質問を頂きましたが、最終的に、調整案のとおり、確認したものでございます。

主な意見 特になし

(6) 協議第6号 19-23 都市計画の取扱い・・・確認

委員長報告

「都市計画」とは、都市計画法に定められておりますとおり、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備等に関する計画で、良好な都市環境を備えた機能的な都市を作り出すことを目的としており、都市計画が定められますと、開発行為の規制等さまざまな制限があります。都市計画事業は、原則として、市町村が知事の認可を受けて施行するものであり、現在、6町の中では、峰山町と網野町の2町で定められております。

まず、番号1の「都市計画のマスタープラン」でございますが、両町とも作成されておられません。従いまして、「新市に移行後、住民の皆さんの意見を反映させながら、まちづくりの基礎となる都市計画の基本的な方針を定めるため、マスタープランを作成する」とことといたしました。

次に、都市計画の区域区分であります、「都市計画税」の項目で説明がありましたとおり、現在、峰山町の全域と網野町の一部が指定されておりますが、当面、現行のまま新市に継承し、新市において、市域全体を検討する中で、新たな都市計画の区域の検討を行うことといたしました。

番号3の「都市公園」につきましては、峰山町の峰山総合公園と峰山途中が丘公園、網野町の八丁浜シーサイドパークの3箇所がございます。これらにつきましても、現行のまま新市に継承することとし、規定に相違のある使用料につきましては、基本的には現行のとおりとし、網野町につきましては、新市の道路占用料徴収条例に基づく額と同額とすることといたしました。

さらに、番号4の「都市下水路」につきましては、峰山、網野両町に都市下水路がありますが、網野町のみ条例を制定し占用料を徴収しておりますので、新市において新たに条

例を制定することといたしました。

委員会では、計画的なまちづくりの必要性、都市計画についてのメリット、デメリット等について、勉強もし、いろいろと質問、意見交換を行いました。その重要性は各委員とも認識を同じにしているところでありまして、峰山町と網野町以外の4町の住民の方にも、十分な合意をとっていただくよう、新市で慎重な審議をお願いすることとし、最終的に、調整案のとおり確認したものであります。

主な意見 特になし

(7) 協議第7号 19-26 上水道等の取扱い・・・確認

委員長報告

上水道関係につきましては、6町の中では、3つの形態で各家庭に供給されており、「上水道」は、峰山町、大宮町、網野町、丹後町の4町で、「簡易水道」は、峰山町以外の5町で行われ、さらに、「飲料水供給施設等」は、大宮町、丹後町以外の4町で行われております。これらにつきまして、各町の料金単価には大きな差異があり、さらに各町の中でも相違が見られているのが現状であります。加えて、加入金、分担金も、相違があります。

水道料金については、同一市内、同一料金とすることが望ましいわけですが、各町の料金の格差が大きすぎる現状の中で、小委員会では、今後の運営方法や将来の料金体系等について、いろいろと質問や意見が出され、専門部会での検討と小委員会での協議を重ねることとなりました。

その結果として、第11回の小委員会で、「水道料金は、上水道と簡易水道を切り離して検討するなど、現状を考慮されるとともに、市町村合併に求められる行政コストの削減に努められたい」との意見を確認し、専門部会に料金の検討を要請し、第13回の小委員会で、料金の考え方として、現行の収入をほぼ確保することを前提として、網野町の体系を基本とした統一料金を設定し、簡易水道については、上水道料金を基本にそれぞれ超過料金を20円安い額に設定する、という案が出されました。その際、現行料金と著しい差が生じる地域については、4年間で統一する激変緩和措置の提案もなされました。

さらに、第14回の小委員会では、合併後の上水道等の事業の収支見込により、今後の経営状態などについて検討し、第15回の小委員会において、簡易水道の基本料金と定額地区の料金をさらに、100円下げた修正案が出され、激変緩和期間についても、いろいろと議論し、資料に記載の地域について、合併後4年目で統一するというところで、今月の第16回小委員会で確認となったものであります。

住民の方々の生活に直結するものであり、現状の料金格差が非常に大きいものでありますので、議論に議論を重ねましたが、事業の安定を確保していくとともに、合併を機に、経営努力を一層行い、コストの削減を目指し、合併によるデメリットを極力小さくして、メリットを出していく方向で、最終的に確認したものであります。

主な意見

委員 4年間の緩和措置というのは、措置が4年間あるということか。

委員長 新料金から、1年目は30%、2年目は20%、3年目は10%減額していくということで、4年目の平成19年度には新料金を支払っていただくということである。

(8) 協議第8号 19-27 下水道等の取扱い・・・確認

委員長報告

下水道関係につきましては、6町の中では、2つの形態で事業が行われており、「公共下水道」として、丹後町、弥栄町を除く4町で、「農業及び漁業集落排水事業」として、峰山町と網野町以外の4町で行われております。

下水道につきましては、上水道と密接に関係していることから、セットにして協議・検討を重ねさせていただきました。調整結果については、峰山・大宮公共下水道事業の料金を基に、水量制による統一料金とし、資料に記載の地域については、合併後4年目で統一するという激変緩和措置をとることいたしました。

下水道は、住民の方々の生活に直結するものであり、また、公衆衛生や今のライフスタイルに合わせた生活環境づくりについて、いろいろと議論を重ねまして、事業の安定を確保し、施設整備を早期に図っていくとともに、合併を機に、経営努力を一層行い、コストの削減を目指し、合併によるデメリットを極力小さくして、メリットを出していく方向で、最終的に確認したものであります。

主な意見

委員 水道も下水道も同じように緩和措置が設けられており、住民負担を考えるとやむを得ないと思うが、町が一つになるということでもっと早くならないか。4年間というのは何が根拠になっているのか。

委員長 緩和措置については小委員会でも議論となったが、それは各町の料金体系に大変な格差があったことで、その地域に住む委員の方からの強い意見などもあり、慎重審議の結果4年目で統一するということが、全町の委員が合意したものである。

(9) その他

主な意見

委員 合併特例法の要件緩和について延長の動きが国にあり、前回協議会では延長が決まり次第、3月1日を4月1日に変更するかもしれないということだったが、仮に変更した場合に地方交付税に影響があるのか。

京都府 地方交付税の算定期日は4月1日になっており、3月1日に合併してもその一ヶ月は市の算定とはならないため影響はない。また、4月1日を1日でも過ぎると、

平成16年度は市の算定とはならず、その年度に入ってくるはずの交付税額の内、約6億円が入ってこなくなる。

委員 各町で住民投票の動きがあり、今後の合併協議の日程に影響があるのではないか。

会長 予定は予定として、粛々と進めて行く。

委員 市民局の権限や機能、職員の身分等に関する案件はいつ頃出てくるのか。

会長 町長会で協議しており、何とか早急にまとめ提案したい。

(10) 第11回合併協議会の会議録について・・・公開することを確認

(11) 第13回協議会の日程について

日 程

(日 時) 平成15年7月23日(水)午後1時30分から

(場 所) 峰山町総合福祉センター

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局
(速報のため、事後修正の可能性あり)